

建退共は、「退職金積み立て制度」です！

〈中小企業退職金共済法に基づき創設された建設業で働く労働者のための制度〉

★ 掛 金 ➡ 1 日 310 円（1 日掛け）＊労働者を雇用した日数分を積み立てます。

★ 請求資格 ➡ 約 500 日分の積み立てから満額支給されます！

企業間を通算して積み立てることができるため、退職金の請求は特定の事業所を辞めた時ではなく、建設業で働かなくなった時などです。

公共・民間 または 元請・下請 を問わず 就労日数分を積み立てる退職金制度ですが…

公共工事においては工事費の中に

建退共の掛金相当額が積算算入されています！

退職金の掛金は、労働者を雇用している事業主が負担するのが原則ですが、公共工事を請け負った場合は、その公共工事において元請から末端の下請までの全ての**建退共加入労働者（手帳を既に持っている人）**が就労した日数分の証紙を、**元請が購入（負担）し自社（元請）の労働者だけでなく下請へも交付すること**となっています。

この公共工事に建退共加入労働者がいたら…

- ◆ 工事終了までに要する建退共加入労働者の延べ就労日数が把握できる場合は、その分を購入します。
- ◆ 「掛金収納書」提出期限までに建退共加入労働者の延べ就労日数の把握ができない場合は、発注機関が示す目安の率により、まず目安分を購入します。



目安率で購入した証紙が不足した場合は、随時追加購入し（又は在庫の証紙から）交付することとなります。

＜掛金収納書＞



＜現場標識シール＞

- ◆ 下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、工事現場の出入り口等の見やすい場所に掲示してください。
- ◆ 建退共長崎県支部および長崎県建設業協会各支部で無料配布しています。
〔窓口には、共済契約者証（コピー可）を持参してください。〕

共済証紙は・・・

下請の労働者へ

建退共加入労働者（手帳を持っている人）が、この公共工事に就労した日数を把握しながら、定期的（月１回）に交付してください。

～建退共加入労働者の把握について～

- ◆ 末端の下請まで確認してください。
- ◆ 工事の途中から下請に入る事業所（労働者）も必ず確認してください。

自社（元請）の労働者へ

建退共加入労働者（手帳を持っている人）が、この公共工事に就労した日数だけでなく民間工事なども含めて労働者を雇用した日数分の共済証紙を共済手帳に貼付してください。

- 賃金を支払う都度（少なくとも月１回）、貼付してください。
- 貼付した共済証紙には消印をし、共済手帳が満了したら（250 日超えたら）、更新手続きを行ってください。
* 手帳の更新は、証紙の貼付実績を登録する重要な手続きです。

建退共制度は、建設業で働く労働者の福祉の向上を目的としており、建設業を営む事業主の皆様がお互い協力し合って積み立てる退職金制度です。

共済証紙は、退職金に充てられる掛金です！ 

将来、これを基に退職金が支給されるため、自社の労働者への証紙貼付および下請の労働者への証紙交付は、確実に行っていただきますようお願いいたします。

不明な点がございましたらお問い合わせください。

建退共長崎県支部 Tel 095-826-2285

建退共長崎

検索 